

公害診療報酬の算定方法及び記載方法（病院・診療所用）

病院又は診療所である公害医療機関が行った認定疾病にかかる診療報酬の請求については、次のとおり算定し、「公害診療報酬請求書」に患者ごとの診療の内容を記載した「公害診療報酬明細書」を添えてご請求ください。

I 算定方法について

1. 公害疾患特掲診療費

（公害特掲点数は、すべて公害診療報酬明細書の「**1点10円**」点」欄に記入すること）

（1）診察料

ア) 公害疾患相談料 **28点**

注1 初診料を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。

2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。

3 **公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。**

イ) 公害外来療養指導料 **510点**

注1 公害外来療養指導料は、認定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養・安静・運動・日常生活その他療養上必要な指示又は指導（温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法・ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に、**月1回に限り**算定する。

2 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の点数に**71点**を**月1回に限り**加算する。

3 **初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日**に係る公害外来療養指導料は算定しない。

4 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。

5 次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし注2の規定については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。

(f) 特定疾患療養管理料 (g) 小児特定疾患カウンセリング料 (h) 小児科療養指導料

(e) 在宅時医学総合管理料 (d) 在宅療養指導管理料

（2）入院料

ア) 公害入院療養指導料

(f) **病院に**収容されている患者の場合（1日につき）

(a) 入院の日から起算して3月以内の期間 **75点**

(b) 入院の日から起算して3月を超えた期間 **125点**

(g) 収容施設を有する**診療所に**収容されている患者の場合（1日につき） **75点**

注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して認定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養・安静・運動・日常生活その他在宅療養上必要な指導（在宅酸素療法・喀痰排出訓練指導療法・ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。

注：認定疾病以外の疾病を主とする入院中は算定できません。

イ) 清浄空気室管理料 **58点**

注 環境大臣が定める施設基準に基づいて都道府県知事等により承認された施設の清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。ポータブルの空気清浄機を病室に設置するのみでは同基準を満たしていないので、清浄空気室管理料を算定することはできない。

2. 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に、**1.2を乗じて**行う。

3. その他の診療報酬

(1) 薬剤料・特定保険医療材料及び放射線粒子、酸素その他の材料の費用 **1点10円**

(2) その他

ア) 公害診療報酬明細書（入院）（様式第二号（一））により請求する診療費 **1点12円**

イ) 公害診療報酬明細書（入院外）（様式第二号（二））により請求する診療費 **1点15円**

注：公害診療では、高齢者であっても高齢者の医療の確保に関する法律の規定は適用しません。

II 記載方法について

1. 公害診療報酬請求書（様式第一号）の記載について

(1) 「平成 年 月分」欄

診療の行われた年月を記載すること。

(2) 「件数」欄

公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。

(3) 「金額」欄

入院分については様式第二号（一）の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号（二）の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。

(4) 「平成 年 月 日」欄

公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

(5) 「医療機関コード」欄

定められた医療機関コード7桁を記載すること。

(6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄

病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄

開設者の氏名又は名称を記載し、「公害診療報酬等請求用印影等届兼口座振替依頼書」に押印したものと同一の印鑑（請求印）を押印すること。

2. 公害診療報酬明細書（入院）（様式第二号（一））の記載について

(1) 「平成 年 月分」欄

診療の行われた年月を記載すること。

(2) 「公害医療手帳の記号番号」欄

公害医療手帳の記号番号を記載すること。

(3) 「氏名」欄

ア) 診療を受けた者の氏名を記載すること。

イ) 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。

ウ) 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。

(4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄

病院又は診療所の所在地及び名称を、明細書ごとに記載すること。

(5) 「疾病名」欄

「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病（「公害医療手帳」に記載された疾病名）に該当する疾病名に付された記号を○で囲むこと。なお、コンピューター処理等により当該認定疾病名を記載することもできます。

「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。（続発症以外の疾病は記載しないこと）

(6) 「診療開始日」欄

「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を、当該疾病名を記載した項に記載すること。認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せて、それぞれの認定疾病の診療開始日を記載すること。

(7) 「転帰」欄

治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。なお「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

(8) 「診療実日数」欄

入院日数を記載すること。他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数のみ記載すること。

(9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害疾患特掲診療費・薬剤料及び酸素その他の材料の費用については「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。手技料・撮影料等その他の診療報酬については「(1点12円)点」欄に点数を記載すること。点数表示欄の黒い部分（網かけの部分）には記載しないこと。

(10) 「㊸注射」欄

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を「㊸」欄に記載すること。薬剤料・特定保険医療材料については「㊸薬剤」の項に回数及び点数を記載し、その内訳については「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名・使用量及び回数等を記載すること。

(11) 「㊹画像診断」欄

画像診断に当たって薬剤・フィルム等特定保険医療材料を使用した場合は「㊹フィルム等」の項に点数を記載すること。撮影料等は「㊹」欄に記載すること。

(12) 「㊺入院」欄

ア) 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数及び日数を「 × 日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点12円)点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ) 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点10円)点」の欄に記載すること。

ウ) 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。(算定においては別途書類の提出が必要)

エ) 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合に、その点数を「(1点12円)点」欄に記載すること。また、「(1点12円)点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「(1点10円)点」の欄に記載すること。

(13) 「小計」欄

「①」欄には「(1点12円)点」の枠に記載された点数の合計を、「②」欄には「(1点10円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

(14) 「㊦食事」欄

「基準」の「円×回」の項には、食事算定表の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、特別食加算を算定した場合には「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償法等に関する法律に基づく療養の給付との調整について(通知)(平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号)が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3. 公害診療報酬明細書(入院外)(様式第二号(二))の記載について

(1) 「平成 年 月分」欄・「公害医療手帳の記号番号」欄・「氏名」欄・「公害医療機関の所在地及び名称」欄・「疾病名」欄・「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2.の(1)~(7)によること。

(2) 「診療実日数」欄

診療を行った日数を記載すること。なお、在宅患者訪問看護・指導料、検査等を算定した日に、医師の診療が行われない場合も、診療実日数と数え記載すること。その際「摘要」欄に、医師の診療が行われない日に算定された、在宅患者訪問看護・指導料、検査等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害疾患特掲診療費・薬剤料及び酸素その他の材料の費用については「(1点10円)点」欄に

**点数を記載すること。手技料・撮影料等その他の診療報酬については「(1点15円)点」欄に
点数を記載すること。点数表示欄の黒い部分(網かけの部分)には記載しないこと。**

(4)「㊸医学管理」欄

- ア)「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合に、その回数及び点数を記載すること。
- イ)「公害外来療養指導」の項には、
- (ア) 公害外来療養指導料を算定した場合に、その所定点数を記載すること。
- (イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算(以下「ネブライザー加算」という)を算定した場合は、当該加算を加算した点数を記載し、「摘要」欄に(ネブ)の記号を表示すること。
- (ウ) I 1. 公害疾患特掲診療料の(1)診察料 イ) 公害外来療養指導料 注5の規定により、公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合において、ネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「㊸医学管理」欄の「その他」の項又は「㊹在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に(ネブ)の記号を表示すること。

(5)「㊹注射」欄

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は「㊹皮下筋肉内」及び「㊹静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は「㊹その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料・特定保険医療材料料については、「㊹薬剤」の項に記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名・使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㊹薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6)「㊺画像診断」欄

画像診断に当たって薬剤・フィルム等特定保険医療材料を使用した場合は「㊺フィルム等」の項に点数を記載すること。撮影料等は「㊺」欄に記載すること。

(7)「㊻その他」欄

リハビリテーション料を算定した場合は、「㊻」欄に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(8)「摘要」欄について

- ア) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書については、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。
- イ) 老人保健法に基づく医療に要する給付金と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について(通知)(平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号)が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(9)その他

2. の(16)によること